

継続研さん・更新検討作業部会における検討課題の審議について

1. 検討課題

継続研さん・更新検討作業部会の検討課題としては、下記の2項目が挙げられている。

1) 更新の要件や実施方法の検討 (B)

更新、CPDの導入について、その法的側面を含めて検討を進める。資格所有者にとって無理のないCPDの内容となるよう更新の方法について検討するとともに、名簿の公開等も併せて検討する。

2) CPD制度の見直し (B)

CPDを実施しやすい環境づくりのため、現在の制度を見直す（更新の要件にCPDを用いる場合、上記の更新の実施方法等と並行して検討を進める必要がある）

去る10月3日の制度検討特別委員会（以下「特別委員会」）において、「技術士制度改革に関する論点整理」（平成31年1月8日技術士分科会）上、

「B『具体的な方針を検討するもの』」とされた課題については、

①活用の促進、②資質能力の向上及び③国際的通用性の三視点から優先的に審議し、技術士法等法令の改正の要否について、早急に議論することとなった。

2. 法令の改正の要否について（検討案）

(1) 早急な技術士法の改正の要否

・A案

更新、CPDの導入について、早急な法改正の必要性を作業部会から特別委員会へ提案する。

（※ 本案の場合、「今後の審議の方針」（2019.10.3 主査）Ⅱ3）により、明確な
(i)立法事実、(ii)必要性・重要性及び(iii)早急に改正を要する理由が必要）

・B案

更新、CPDの導入について、将来の技術士法の改正も視野に入れつつ、主に政省令以下の改正の要否を検討する。

・C案

技術士法の改正は要しない。

(2) 政省令以下の改正の要否

・A案

更新、CPDの導入について、政省令の早急な改正の必要性を作業部会から特別委員会へ提案する。

（※ 本案の場合、「今後の審議の方針」（2019.10.3 主査）Ⅱ3）に準拠して、明確な
(i)改正理由、(ii)必要性・重要性及び(iii)早急に改正を要する理由が必要）

・B案

更新、CPDの導入について、議論が進み、技術士法施行規則等について何らかの改正が必要である旨意見が集約されれば、当該改正の必要性を作業部会から特別委員会へ提案する。

・C案

政省令の改正は要しない。